

築上町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 築上町は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県と共同して行う福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、県外から築上町に移住して就業又は起業等しようとする者に対して、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき最大100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たす者のうち、(2)、(3)又は(4)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(5)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前。）の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上、県外に在住していたこと（ただし、同条(2)(ア)、(イ)、(3)(ア)及び(4)の要件に該当する者の申請については、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府及び奈良県）又は名古屋圏（愛知県、岐阜県及び三重県）の在住に限る。）。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①令和元年10月10日以降に築上町へ転入したこと。

②移住支援金の申請時において、転入後1年以内（ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めない。）であること。

③築上町に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

②日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

③その他県又は町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職等に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①勤務地が東京圏、大阪圏、名古屋圏以外の地域に所在すること。
- ②就業先の求人が、福岡県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載されていること。
- ③就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ④週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ⑤上記求人への応募日が、上記②のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①勤務地が東京圏、大阪圏又は名古屋圏以外に所在すること。
- ②週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ③当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(ウ) 人材確保困難職種への就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①別表1の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。
- ②就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を務めている法人への就業でないこと。
- ③週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ④当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑤転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(エ) 自営での農林漁業への就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①農林漁業に係る別表2に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。
- ②移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

(オ) 人材育成事業の活用による就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ①別表3に掲げる人材育成事業におけるマッチング支援を活用して就業した者であること。
- ②就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めてい

る法人への就業でないこと。

③週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

④当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

⑤転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) テレワークに関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

②デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(イ) 福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

①過去2年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること。

②上記①に示す取組を実施した企業・団体に現に所属している従業員又は役員であること。

③所属先企業等の命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

④デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業等に関する要件

県が県実施要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月10日以降に、町に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書（様式第1号）及び本人確認書類に加え、第3条(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(5)の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

2 移住支援金の申請者は、前項の書類のほか、以下の要件に応じた証明書を提出しなければならない。

- (1) 第3条(2)の(ア)、(イ)、(ウ)又は(オ)に該当する場合
移住先の就業先の就業証明書(様式第2—1号)
- (2) 第3条(2)の(エ)に該当する場合
支援策活用証明書(様式第2—2号)
- (3) 第3条(3)に該当する場合
就業証明書(テレワークの場合の申請用)(様式第2—3号)
- (4) 第3条(4)に該当する場合
起業支援金の交付決定通知書の写し
(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 支援金の交付は、前条の規定による交付決定を受けた者からの築上町移住支援金請求書(様式第4号)による請求に基づき行うものとする。

(報告及び立入調査)

第7条 県及び町は、県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をしたことが判明した場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合
- (ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月11日告示第72号)

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1 (第3条関係)

対象職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所
農林漁業職	農林漁業就職応援サイト
保健師、助産師、看護師、准看護師	e ナースセンター (必ず福岡県を登録すること)
保育士	福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」
介護職	福岡県福祉人材センター

別表 2 (第3条関係)

実施主体	人材確保支援策の名称
市町村	農業次世代人材投資事業 (経営開始型) 新規就農者育成総合対策 (経営開始資金)
地域協議会	中山間地域活力創出推進事業
福岡県水産団体指導協議会	経営体育成総合支援事業

別表 3 (第3条関係)

実施主体	人材育成事業の名称
県	DX人材育成・確保促進事業
	女性IT人材育成事業
	人材不足分野雇用促進事業 ※人材不足分野雇用促進事業におけるマッチング支援活用後の就業先は、医療福祉、農林漁業に限る